

千葉市立学校の学校体育施設 開放運営委員会連絡協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の学校体育施設開放運営委員会連絡協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、開放校の学校体育施設開放運営委員会会長(以下「運営委員会長」という。)をもって組織する。

(業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1)各開放校の学校体育施設開放運営委員会の相互連絡調整
- (2)開放事業の改善に関する協議
- (3)開放事業に関する研修及び調査研究
- (4)千葉市との連絡調整
- (5)千葉市との委託契約に関すること。

各運営委員会の会長は、第4条(1)に規定する会長に千葉市との委託契約に関すること及び千葉市から受け取る委託料の請求に関することを委任する。ただし、委託料の振込は各運営委員会会長の指定する口座に千葉市から直接振り込むものとする。

委託契約に関することは、定例会の承認をもって会長に全権を委任するものとする。

- (6)その他必要事項

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 3名
- (3)会計 2名
- (4)監事 2名

2 会長、副会長、会計は、区代表者(各運営委員会長中から区ごとに選出した代表をいう。)が互選し、監事は当番区(輪番制で2区)から選出する。

3 会長は、会議を招集し、議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会計は、本会の会計事務に従事する。

6 監事は、会計を監査する。

(任期)

第5条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 協議会に顧問1名を置くことができる。

2 顧問は、会長を退任した者について、協議会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、定例会及び役員会とする。

2 定例会は、毎年度当初開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に召集し、開催することができる。

3 定例会において承認すべき事項は次のとおりとする。

(1)事業計画及び予算

(2)事業報告及び決算

(3)規程の改正

(4)委託契約に関すること

(5)その他協議会の運営に関する重要な事項

4 役員会は、会長が必要と認めた場合に召集し、前項を審議する。

(経費)

第8条 協議会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課に置く。

附 則

この規程は、昭和50年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年3月5日にその一部を改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。